

偽造・盗難キャッシュカードに 遭わないための注意点

第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

信用組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に認知できるような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号が類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。



暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。

キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。

キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また、長時間お手元からお離しにならないようにしてください。



カードによる被害に

ATMをご利用の際は、のぞき見されないようにしてください。

ATMのご利用明細書をむやみに捨てないでください。



通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引の有無をご確認ください。

他の金融機関のキャッシュカードで偽造・盗難の被害に遭われた際には、当信用組合のキャッシュカードについても被害の有無をご確認ください。なお、当信用組合のキャッシュカードに被害が無い場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。

キャッシュカードとカードローンカードの暗証番号は異なるものを使用することをお勧めします。

キャッシュカードの盗難等に気付いた際は、すみやかに当信用組合本支店にご連絡ください。



※ 盗難通帳による預金等の不正払戻し被害に遭われた場合についてもご相談ください。

振り込め詐欺にご注意ください！

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

2021.10

キャッシュカードを 安全にご利用 いただくために

類推されやすい暗証番号を使用しないでください。

万一、使用している場合は、すみやかに暗証番号を変更してください。



類推されやすい暗証番号

例)
生年月日(年・月・日の組合せ)、
自宅の電話番号・番地、
勤務先の電話番号・番地、
自動車等のナンバー等。

【暗証番号の変更手続】
ATMでも変更手続が可能です。
ご不明の際は、本支店の窓口にご相談ください。

信用組合



預金者の重大な過失 または過失となりうる場合



1 本人の重大な過失となりうる場合

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の

著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。

2 本人の過失となりうる場合

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ①金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ②暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- (2)(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合



①暗証の管理

ア. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ. 酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

偽造カード及び盗難カード被害に係るカード規定のポイント



1 偽造カード等による払い戻し等

- (1) 偽造カード等による払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

- (2) この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

2 盗難カードによる払い戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます)を補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組

合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

①当該払い戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- a. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
- b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
- c. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

以上